

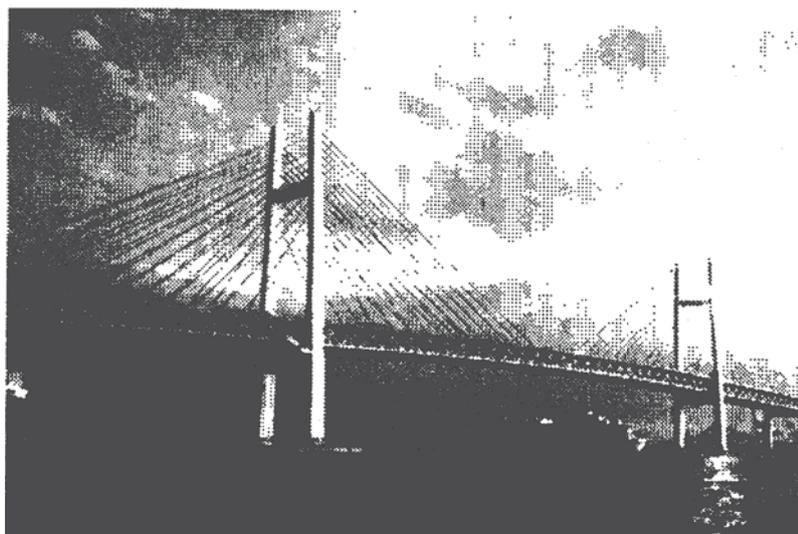
住居表示実施に伴う

# 会社・法人の変更登記の手引

会社・法人の所在地及び役員住所の変更登記は、法律上皆さんに手続きしていただくかなければなりません。お手順をおかけしますが、御協力をお願いします。

横浜市内の会社・法人の変更登記は、横浜地方法務局法人登記部門で手続きをしてください。登録免許税はかかりません。なお、手続きの際に通知書（又は住居表示変更証明書）を必ず添付してください。

また、不動産の所有権登記名義人住所変更につきましては、不動産所在地を管轄する法務局又は出張所（8ページ参照）で手続きをしてください。



登記についてのお問い合わせは

横浜地方法務局 法人登記部門

電話 641 - 7461（代表）

住居表示についてのお問い合わせは

横浜市市民局窓口サービス課住居表示係

電話 671 - 2310・2320・2321

# 1 会社の所在地変更

## 1 - 1 本店所在地で住居表示があったとき

ア 本店での登記	
登記の期間	住居表示の実施日から2週間以内
登記所	横浜地方法務局
申請人	株式会社 代表取締役
	特例有限会社 代表取締役を置いている場合・・・代表取締役 代表取締役を置いていない場合・・・法務局に印鑑の登録をしている取締役のうちの一
必要書類	会社変更登記申請書 通知書又は住居表示変更証明書

イ 支店での登記（支店での手続は本店での登記が済んでから行ってください。）	
登記の期間	本店での登記手続完了後3週間以内
登記所	支店の所在地を管轄する登記所
申請人	株式会社 代表取締役
	特例有限会社 代表取締役を置いている場合・・・代表取締役 代表取締役を置いていない場合・・・法務局に印鑑の登録をしている取締役のうちの一
必要書類	会社変更登記申請書 「ア」の登記をしたことを証する履歴事項証明書

## 1 - 2 支店の所在地で住居表示があったとき

ア 本店での登記	
登記の期間	住居表示の実施日から2週間以内
登記所	本店の所在地を管轄する登記所
申請人	株式会社 代表取締役
	特例有限会社 代表取締役を置いている場合・・・代表取締役 代表取締役を置いていない場合・・・法務局に印鑑の登録をしている取締役のうちの一
必要書類	会社変更登記申請書 通知書又は住居表示変更証明書

イ 支店での登記（支店での手続は本店での登記が済んでから行ってください。）	
登記の期間	本店での登記手続完了後3週間以内
登記所	横浜地方法務局
申請人	株式会社 代表取締役
	特例有限会社 代表取締役を置いている場合・・・代表取締役 代表取締役を置いていない場合・・・法務局に印鑑の登録をしている取締役のうちの一
必要書類	会社変更登記申請書 「ア」の登記をしたことを証する履歴事項証明書

# 書式例

## 会社の所在地変更（本店所在地の変更の場合）

### 会社変更登記申請書

法務局  
届出印

1. 商号 ← — — 登記簿のとおり記載する  
1. 本店 ← — — 登記簿のとおり記載する  
1. 登記の事由 ← — — どちらか変更のない方を消す

#### 1. 登記すべき事項

平成 年 月 日 ← — — 住居表示実施日を記載する  
本店 ← — — 住居表示実施による本店の変更  
← — — — — 新本店を記載する

平成 年 月 日 ← — — 住居表示実施日を記載する  
← — — 住居表示実施による支店の変更  
← — — — — 新支店を記載する

1. 登録免許税 登録免許税第5条第4号により免除

1. 添付資料 通知書又は住居表示変更証明書 通  
← — 添付する  
証明書の通数

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日 ← — — 法務局に提出する日を記載する

#### 申請人

- (本店) ← — — 本店変更後の新本店  
(商号) ← — — 登記簿のとおり記載する  
(住所) ← — — 法務局に印鑑を提出している代表者の住所を記載する  
(資格・氏名) 取締役・代表取締役  
← — — 氏名を記載する  
← — — 法務局へ印鑑届をしている代表者が取締役の場合は、  
代表取締役を消す

法務局  
届出印

横浜地方法務局 御中

申請書の提出は1通です。同封の「会社変更登記申請書」をお使いください。  
なお、A4版の白紙にご自身で作成されてもかまいません。

## 2 役員住所変更

\*住所変更の登記が必要な役員  
株式会社・・・代表取締役  
特例有限会社・・・取締役(全員)、監査役(置いている場合)

本店での登記	
登記の期間	住居表示の実施日から2週間以内
登記所	本店の所在地を管轄する登記所
申請人	株式会社 代表取締役
	特例有限会社 代表取締役を置いている場合・・・代表取締役 代表取締役を置いていない場合・・・法務局に印鑑の登録をしている取締役のうちの一
必要書類	会社変更登記申請書 通知書又は住居表示変更証明書

# 書式例

## 役員住所変更

### 会社変更登記申請書

法務局  
届出印

1. 商号 ← — — 登記簿のとおり記載する  
1. 本店 ← — — 登記簿のとおり記載する  
1. 登記の事由 ← — — 有限会社は取締役の住所変更  
株式会社は代表取締役の住所変更と記載する

#### 1. 登記すべき事項

平成 年 月 日 住居表示実施による

↑ — — 住居表示実施日を記載する

取締役・代表取締役 の住所変更

↑ — — どちらかを消す      ↑ — — 変更する取締役又は代表取締役の氏名を記載する

住所

↑ — — — — — 新住所を掲載する

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除 ← — — 記載不要

1. 添付資料 通知書又は住居表示変更証明書 通

↑ — — 添付する  
証明書の通数

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日 ← — — 提出する日を記載する

#### 申請人

(本店) ← — — 登記簿のとおり記載する

(商号) ← — — "

(住所) ← — — 法務局に印鑑を提出している代表者の住所を記載する  
(変更した場合は新住所)

(資格・氏名) 取締役・代表取締役      ↑ — — 氏名を記載する

↑ — — 法務局へ印鑑届をしている代表者が取締役の場合は、  
代表取締役を消す

法務局  
届出印

横浜地方法務局 御中

申請書の提出は1通です。同封の「会社変更登記申請書」をお使いください。  
なお、A4版の白紙にご自身で作成されてもかまいません。

### 3 注 意

会社の所在地と役員の住所（株式会社については代表取締役の住所、有限会社については取締役の住所）が、共に変更になるときは両方の変更登記を要します。

この場合、通知書又は住居表示変更証明書は、会社及び役員個人のもの両方が必要です。

会社以外の法人の場合は「会社変更登記申請書」を『法人変更登記申請書』に、「本店」を『主たる事務所』に、「支店」を『従たる事務所』に、「申請人」は『理事』または『代表理事』に書き換えてください。手続は同じです。

登記の変更手続は「通知書」があれば無料でできます。通知書が足りないときは、管轄の区役所戸籍課登録担当にて「住居表示変更証明書」を無料で必要な枚数発行します。

通知書又は住居表示変更証明書の記載内容を必ず確認してから手続をしてください。

本店又は主たる事務所の所在地の変更登記をせず、旧所在地のままにしておきますと、新しい所在地の記載された印鑑証明は発行できません。

申請は代理人でもできますが、委任状（7ページ参照）が必要です。

郵送による登記申請をすることもできます。

# 委任状 (この例は、会社の所在地と役員住所の変更を一括で申請する場合)

## 委 任 状

(住所) 横浜市 区 町 番地

(氏名) 法務 太郎 (印)

上記のものを代理人と定め、次の権限を委任します。

平成 年 月 日住居表示の実施による本店の所在地の  
変更並びに取締役、監査役の住所の変更を横浜地方法務局に申請  
する一切の件。

平成 年 月 日

(本店) 横浜市 区 丁目 番 号

(商号) 有限会社 商会

住居表示後の所在地

代表取締役 横浜 市郎 (印)

委任状には、法務局に届け出た印を鮮明に押してください。

# 法務局のご案内

横浜市内の会社・法人の手続は・・・

## 横浜地方法務局 法人登記部門

〒231 - 0003

中区北仲通 5 丁目 5 7 番地

横浜第 2 合同庁舎 6 F

電話 6 4 1 - 7 4 6 1 (代表)

不動産(土地・建物)の手続は・・・

不動産の変更登記の書式などについては、  
「住居表示のしおり」をご覧ください。



### 横浜地方法務局 (西区・中区・南区の不動産)

〒231 - 0003

中区北仲通 5 丁目 5 7 番地

電話 6 4 1 - 7 4 6 1 (代表)

横浜第二合同庁舎 6 F

### 神奈川出張所 (鶴見区・神奈川区・保土ヶ谷区の不動産)

〒221 - 001

神奈川区七島町 1 1 7 番地

電話 4 3 1 - 5 3 5 3

### 港北出張所 (港北区・都筑区の不動産)

〒222 - 0033

港北区新横浜三丁目 2 4 番地 6

電話 4 7 4 - 1 2 8 0

横浜港北地方合同庁舎 2 F

### 青葉出張所 (緑区・青葉区の不動産)

〒225 - 004

青葉区荏田西一丁目 9 番地 1 2

電話 9 7 3 - 2 0 2 0

### 旭出張所 (旭区・瀬谷区の不動産)

〒241 - 035

旭区柏町 1 1 3 番地 2

電話 3 6 5 - 1 3 0 0

### 金沢出張所 (磯子区・金沢区の不動産)

〒236 - 0021

金沢区泥亀二丁目 7 番 1 号

電話 7 8 2 - 4 9 9 3

### 戸塚出張所 (戸塚区・泉区の不動産)

〒244 - 0003

戸塚区戸塚町 2 8 3 3 番地

電話 8 7 1 - 3 9 1 2

### 栄出張所 (港南区・栄区の不動産)

〒247 - 000

栄区小菅ヶ谷一丁目 6 番 2 号

電話 8 9 5 - 3 0 7 1

「会社変更登記申請書」と「土地建物所有権登記名義人住所変更登記申請書」は、管轄の区役所戸籍課登録担当にありますが、A 4 版の白紙にご自身で作成されてもかまいません。